

日立市原子力災害広域避難計画に係る意見募集の結果について

1 募集方法

日立市原子力災害広域避難計画（概要版）について、下記の方法で意見を募集した。

(1) 住民説明会

- ア 期日 令和5年12月16日（土）、17日（日）、23日（土）
- イ 回数 5回（午前、午後の2部制。23日（土）は午前中のみ。）
- ウ 会場 市役所会議室、多賀市民会館小ホール、南部支所多目的室
- エ 参加者数 109人

(2) パブリックコメント

- ア 期間 令和5年12月19日（火）から令和6年1月8日（月）まで
- イ 資料閲覧場所
 - (ア) 市役所（原子力安全対策課）、各支所、駅前出張所、各交流センター、各図書館
 - (イ) 市ホームページ
- ウ 意見提出者数 34人

(3) 日立市原子力安全対策懇談会

- ア 期日 令和5年10月17日（火） ※計画（骨子）で説明
令和5年12月19日（火）
- イ 委員数 22人

2 意見等の概要

(1) 意見等の提出状況

全 140 件

（内訳：住民説明会 51 件、パブリックコメント 63 件、懇談会 26 件）

(2) 意見等の分類

No.	項目	意見数
1	広域避難の方法	50 件
2	避難経路	24 件
3	情報伝達	12 件
4	避難行動要支援者	11 件

No.	項目	意見数
5	計画の周知・啓発	10 件
6	安定ヨウ素剤	4 件
7	複合災害	4 件
8	学校避難	3 件
9	その他	22 件

3 主な意見等に対する市の考え方、対応等

別紙のとおり

以上

主な意見等に対する市の考え方、対応等

1 広域避難の方法について

意見等	市の考え方、対応等
指定避難所以外（親戚宅等）への避難は可能か。	<p>広域避難計画は、原子力災害発生時に迅速かつ安全に避難するため、避難のタイミングや防護措置の内容について定めるもので、避難先については、コミュニティ単会単位の避難先市町村を指定しているが、原発から 30km 以上離れた地域の親戚宅等への避難を制限するものではない。</p> <p>なお、親戚宅等への避難の場合も、居住地区における避難のタイミング等については、計画に基づく市からの指示に従い行動いただく。</p>
避難の際に必要なバス及び福祉車両（運転手含む）は確保されているのか。	<p>広域避難に使用する車両（運転手含む。）については、市からの要請に基づき県が手配する。県では、県バス協会と調整を進めるとともに、市町村からの要請に基づき車両を配車するシステムの整備を進めている。</p> <p>なお、市においては、令和 5 年 3 月に実施したアンケート調査に基づき、PAZ（坂下地区・久慈学区・大みか学区）におけるバスの必要台数を 100 台程度と推計している。</p>
避難時には渋滞が想定されるが、避難先までの移動に要する時間等のシミュレーションは行われているのか。	<p>今後、県が避難時間に関するシミュレーションを実施予定である。</p>
避難漏れを防ぐため、どのような対応をとるのか。	<p>避難指示の伝達については、市から戸別受信機や緊急速報メール（エリアメール）等で広報するとともに、国からも、テレビ、ラジオを通して繰り返し広報される。</p> <p>また、市では、警察の協力を得て、避難対象地区内における広報車による巡回広報も行う。</p>
避難を拒否する方への対応は、どのように考えているのか。	<p>避難の強制はできないが、避難を拒否し続ける方については、住所や連絡手段を確認し、繰り返し避難を呼び掛けるとともに、必要な情報提供を行う。</p>
今年度末の広域避難計画策定の時点で、諸課題は解決されているのか。	<p>避難車両の確保や渋滞対策など、市町村単独で解決できない課題は残る。これらについては、全ての関係市町村の広域避難計画策定後に、国（内閣府）が主体となり、関係省庁及び関係自治体で構成する地域原子力防災協議会において、解決を図り、「緊急時対応」としてまとめ、広域避難の実効性を高めることとされている。</p> <p>また、本市の広域避難計画についても、実効性を高めるための改定を行っていく。</p>
福島県への冬季の避難は、雪道等の課題があり、その対策も検討すべきではないか。	<p>避難先の降雪等の道路状況に不安を感じる方は、バスによる避難を選択できるように案内する。</p>

2 避難経路について

意見等	市の考え方、対応等
避難計画で指定された道路が、他の災害等により損壊し、通行できなくなった場合の対応は、どのように考えているのか。	避難経路については、道路の損壊や渋滞の発生に備えて、各地区とも複数提示するとともに、避難時には、道路状況について迅速な情報提供を行う。
避難者が、高速道路を優先的に無料で通行できる仕組みを検討してほしい。	高速道路については、原子力災害時に県公安委員会から緊急交通路に指定され、一般車両の通行を規制し、緊急車両と避難車両が優先的に無料で通行できる措置が取られる。
避難手段として、鉄道の活用を検討してはどうか。	迅速かつ安全に避難するため、鉄道も含めたあらゆる避難手段の利用を検討する。

3 情報伝達について

意見等	市の考え方、対応等
避難等の指示は、どのような手段で知らされるのか。	避難指示等の情報は、各家庭・事業所等へ放送する防災行政無線（戸別受信機）のほか、携帯電話・スマートフォン等へ配信される緊急速報メール（エリアメール）、
緊急速報メールなどのプッシュ型通知で避難情報等を伝達するシステムは市にあるのか。	「Yahoo!防災」や日立市公式アプリ「ひたちナビ」など、プッシュ型通知が可能な手段を活用するほか、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、FMひたちなどの様々な手段で発信を行う。 また、同時に、国からもテレビ、ラジオ等を通して情報が発信される。

4 避難行動要支援者について

意見等	市の考え方、対応等
一時集合場所まで徒歩で移動することが困難な方への対応は、どのようになるのか。	避難行動要支援者で支援実施者の支援による移動が難しい方については、本人又は支援実施者が市に支援要請を行い、市が車両の手配等を行う。
避難に福祉車両が必要となった場合、福祉車両は誰が手配するのか。	福祉車両の手配は、県の役割となっており、本人や支援実施者からの申出に基づき、市が県へ要請する。 なお、自力避難が難しい方を対象に現在作成を進めている個別避難計画により、具体的な避難の方法及び対象者の数を把握し、必要な福祉車両の数についても推計する。
避難行動要支援者への支援に関して、コミュニティや民生委員の役割を示してほしい。	避難行動要支援者に対しては、警戒事態の段階で避難準備の要請を行うことから、この段階でコミュニティ単会に個別の連絡を依頼し、支援実施者への連絡や、福祉車両の手配等の行政による支援の要否について確認を行っていただく。 また、災害時における市とコミュニティの役割分担を示した、避難行動要支援者名簿運用指針について、今後の改定の中で原子力災害時における役割も明記していく。

5 計画の周知、啓発について

意見等	市の考え方、対応等
避難は学区ごとに行うことから、今後、学区ごとに説明会等を開催してほしい。	計画策定後、各コミュニティ単会での住民説明会の開催や、避難方法を記載した広域避難ガイドマップの作成・配布を通して、住民の理解を深めていく。
原子力防災は、専門用語が多く、避難のルールもある。説明による浸透が必要である。	

6 安定ヨウ素剤について

意見等	市の考え方、対応等
安定ヨウ素剤は、服用のタイミングで効果が大きく変化することから、その具体的な情報の掲載が必要である。	安定ヨウ素剤については、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被曝を低減するための防護措置であり、服用のタイミングと効果の関係等について、更に詳細な情報を記載する。
安定ヨウ素剤の緊急配布場所について、一時集合場所だけでは、バス避難者に加え、自家用車避難者の集中で混乱が生じるのではないか。	自家用車による避難を行う方に対する緊急配布場所について、一時集合場所以外の配布場所の追加を検討する。

7 複合災害について

意見等	市の考え方、対応等
福島県での原子力災害の同時発災に備えて、福島県以外への避難も検討しているのか。	複合災害により、福島県への避難が困難となった場合の第二の避難先については、県において、より広域な他県への避難について調整がされている。 具体的な避難先については、複合災害の状況に応じて県から指示される。
地震の際は、木造住宅が倒壊する可能性もあり、屋内退避が難しくはないのか。	屋内退避については、自宅に限らず、一時集合場所や安全な建物を利用いただく。

8 学校避難について

意見等	市の考え方、対応等
学校等でバス避難となる児童等の人数及びバスの必要台数は、把握しているか。	計画策定後、保護者アンケート等を行い、引渡し完了見込み時間や避難バスの必要台数を推計する。 なお、学校等では、警戒事態の段階で、保護者への引渡しを開始し、避難開始となる全面緊急事態に移行するまでの間にできる限り保護者への引渡しを完了させるよう取り組む。